

日本国際文化学会  
文化交流創成コーディネーター資格認定制度  
短期集中セミナー参加のための「手引き」

2017年1月20日  
文化交流創成コーディネーター運営事務局

文化交流創成コーディネーター短期集中セミナー参加のための手引き（以下、「手引き」）は、資格認定を希望する皆さんが短期集中セミナーへの参加とその後の資格申請を円滑に進めるため、「文化交流創成コーディネーター資格認定制度規程（以下、「規程」）」を補足する資料として作成されました。

本資格の概要、および資格申請のための申請書類詳細につきましては、この「手引き」ではなく「資格認定申請のための手引き」のI、II、IIIを参照してください。この「手引き」は、下記に抜粋を示す「資格認定申請のための手引き」のIQ2の③と、IIQ4に言及されている短期集中セミナーに関し、想定質問とそれに対する回答の形で準備しました。

※参考：「資格認定申請のための手引き」からの抜粋

**I Q 2 だれが申請できますか？**

下記の3つの条件を満たした者が申請できます。

- ① 本資格制度の教育プログラムに参加することが決まった大学の学部・学科・研究科に学生として所属する者、あるいはそこを卒業・修了した者
- ② 所属先の教育プログラム「登録科目」について、所定の単位を履修し、所定の成績を収めた者
- ③ 学会が主催する文化交流創成の体験型学習である「**短期集中セミナー**」に参加するか、あるいはそれに相当する「学習活動」を自ら行った者

**II Q 4 短期集中セミナーについて教えてください。**

2016年度は、龍谷大学において、9月4日～10日（6泊7日）に開催されました。参加申し込みは5月1日～6月30日でした。2017年度は、8月20日～27日（7泊8日）に沖縄県名護市にある名桜大学の主催で実施される予定です。参加申し込み期間は3月に学会のホームページで発表します。参加申し込みのあて先は次の通りです。

文化交流創成コーディネーター資格制度運営事務局

龍谷大学松居研究室 ([rmatsui@world.ryukoku.ac.jp](mailto:rmatsui@world.ryukoku.ac.jp))

## I. 短期集中セミナーへの参加に際して

### Q1 セミナーでは何をしますか？

異なる大学に属する参加者が、日本国際文化学会に所属する教員の指導の下、共同して1週間程度の研修をおこないます。講義の後、主に2~3人のグループでテーマを設定し、フィールドワークをします。また、最終日には成果発表会でグループごとに報告をします。

### Q2 だれが参加できますか？

参加認定大学に所属する学生が参加できます。

大学の所定単位を履修していなくても、1年生からセミナーは参加可能です。

### Q3 どのように申し込めばいいのですか？

日本国際文化学会 HP に申請概要を掲示します。例年、新学期に実施概要を発表しますので、参加申し込みのメールに必要書類を添付して、下記に送信してください。

期限 5月15日

送付先 ICCO 資格制度運営事務局

龍谷大学国際学部松居竜五研究室 ([rmatsui@world.ryukoku.ac.jp](mailto:rmatsui@world.ryukoku.ac.jp))

参加申し込みには、所定の様式(参加申込書、プロジェクト計画書)の提出が必要です。資格審査委員会による選考ののち、参加許可者には参加許可通知と、参加費用の振込等の案内をメールにて行います。

### Q4 短期集中セミナーはいつ・どこで実施されますか？

8月~9月の大学の夏期休暇中に1週間程度実施されます。2015年度、2016年度は京都で実施しました。2017年度は沖縄で実施予定です。

### Q5 参加費用はいくらですか？

毎年開催場所や期間によって変更もあります。2016年は7日間で36,000円(宿泊費、朝・夕食、保険代)でした。開催地までの交通費は自己負担です。

### Q6 セミナーの成果はどのように審査されますか？

最終日に、グループごとに30分(20分発表、10分質疑応答)のプレゼンテーションを行い、会員からなる審査委員会が評価・採点します。最優秀のグループは、次年度の日本国際文化学会全国大会に招待されます。

## Q7 セミナーに参加できなければどうすればいいでしょうか？

参加認定大学の所属学生で、社会人学生や外国人留学生であったりして、あるいは日本から国外に留学するなどの事情で、短期集中セミナーへの参加がどうしても困難である場合に、自発的なボランティア活動や、国際交流活動や地域振興活動などの、本資格に該当すると考えられる「文化交流創成の体験型学習」活動について報告書を提出することで、セミナー参加に代替することが可能です。これに関しては、参加認定大学の担当教員にまずご相談ください。

※参考：「資格認定申請のための手引き」II Q5、Q6

## II. 修了報告書について

### Q1 修了報告書とはどのようなものですか？

短期集中セミナー終了後、受講者は修了報告書を作成し、資格制度認定委員会の評価のうち、合格者には ICCO 運営事務局より修了証が発行されます。

### Q2 修了報告書はいつだれに提出しますか？

短期集中セミナー終了後、9月末までに ICCO 運営事務局宛に提出します。

### Q3 修了報告書の書式はどのようなものですか？

学会 HP の修了報告書の表紙書式をダウンロードしてください。指定の書式以外は受け付けないので注意してください。内容は、以下の通り、小論文の形式に従って 3,000～4,000 字で記述してください。詳しい書き方については、短期集中セミナーの期間中に説明します。

- ① 言いたいことを一言で表すタイトルを付ける
- ② 序論/はじめに（問題意識、仮説）：なぜ短期集中セミナーに関心を抱き、グループワークにどんなテーマを提案したか、話し合いの結果、どんなテーマを選んだか
- ③ 本論

\*グループ・ワークで担った役割：グループワークを進める上で果たした役割は何か、フィールドワークを通じて情報収集、外部への働きかけ、協力者を得る努力をどのように行ったか

\*グループ・ワークの結果：グループワークを通じて得た主要な知見、およびプレゼンテーションを行った後に、審査委員等から得たコメントを踏まえてさらに深めた考察

- ④ 結論/終わりに：今回のグループワークで培った体験・知見を、今後どのように発展させたいか。今後の大学の勉学において、あるいは将来の社会への参画において、この体験がどんな意味を持つと思うか

**Q4 修了報告書はグループでの発表とどのような点でちがうのですか？**

修了報告書は、短期集中セミナーでのグループによるフィールドワークと発表について記しますが、あくまで個人としてその作業にどのように関わったかという点が審査の対象になります。

以上